

上毛町高齢者保健福祉計画



令和6年3月

上 毛 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の概要	
（1）計画の主旨と位置づけ	1
（2）計画の期間	2
2 基本目標と施策の体系	
（1）基本目標	3
（2）施策の体系	5

第2章 上毛町における高齢者保健福祉の状況と将来推計

1 人口構造	7
2 人口の推計	8
3 高齢化率の推移	9
4 介護保険サービスの推計	10
（1）被保険者数の推計	10
（2）要支援・要介護認定者数の推計	10
（3）介護予防・日常生活支援総合事業利用者の推計	10
（4）介護サービス必要量の推計	11
5 高齢者福祉事業の現状	13

第3章 施策の展開

1 健康づくり・介護予防施策の推進	16
（1）健康づくりの推進	17
（2）フレイル予防の推進	17
（3）健診・検診・医療体制の充実	18
2 生きがいづくりと社会参加の推進	19
（1）交流・社会参加の促進	19
（2）雇用・就業機会の確保	19
3 安心・安全な生活の確保	21
（1）福祉コミュニティづくりの推進	22

(2) 利用者本位のサービスの確立	22
(3) 高齢者の人権を守る体制の充実	22
(4) 高齢者の安全を守る体制の充実	23
(5) 介護人材確保対策の推進	23
4 認知症施策の推進	24
(1) 認知症予防の取組	24
(2) 認知症高齢者を支える体制づくり	24
5 成年後見制度利用の推進	26
(1) 制度の普及・促進	27
(2) 地域で支える体制づくり	27
(3) 各種制度による支援	27

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の総合的な推進体制	28
2 計画の進行管理と評価	28

参考資料

・福岡県介護保険広域連合（第9期）事業計画における施策等	29
・上毛町の介護保険居宅サービス・居宅介護支援事業所	41
・上毛町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱	42
・上毛町高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	43

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画の主旨と位置づけ

日本の人口は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）及び長期的に見れば「団塊ジュニア世代」（昭和46～49年頃生まれ）の高齢化により今後さらに急速に高齢化が進行し、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には、65歳以上の人口が3,677万人に達し、そのうち75歳以上が2,180万人となるなど、約3人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えることとなります。高齢者人口の増加は、令和24（2042）年にピークを迎えるとされ、75歳以上の人口は令和47（2065）年には、4人に1人が75歳以上になると見込まれています。このため、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症等の支援を要する人々が大幅に増加し、医療や介護のニーズが一層高まることが予想されます。

上毛町の高齢者人口も年々増加し続けており、介護保険制度がスタートした平成12年に25.9%だった高齢化率は、令和5年4月1日現在では36.9%に達し、今後もさらに上昇するものと見込まれます。少子高齢化が急速に進行する中、超高齢社会に的確に対応し、高齢者が安心して充実した人生を送ることができるような仕組みを作りあげていくことが急務となっています。

平成18年4月には改正介護保険法が施行され、将来にわたって持続可能な制度の確立と、明るく活力ある超高齢社会の構築が目標として示されました。町では、こうした動きに併せて、平成19年3月に上毛町高齢者保健福祉計画を策定し、すべての高齢者を視野に入れた健康づくりや在宅での生活支援、生きがいづくりなど、総合的な高齢者福祉の向上のための施策を推進してきたところです。

平成23年改正では、自治体による「地域包括ケアシステムの構築」が義務化されました。また、平成27年の改正を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、医療と介護の連携、認知症対策の推進、生活支援サービスの整備、高齢者にふさわしい住まいの整備、さらには、「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設等について、地域の実情に応じた取り組みを進める必要があります。さらに、平成29年改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた地域包括ケアシステムの拡充が図られています。

本計画では、このような高齢者を取り巻く状況や、それらを踏まえた諸課題に対応するために、福岡県介護保険広域連合の策定する「第9期介護保険事業計画」及び「第2次上毛町総合計画」並びに関連する諸計画との整合性に留意しながら、いつまでも生き生きと安心して暮らせる体制を総合的に整備していくことを目的として策定するもので、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」及び成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」に相当するものです。

(2) 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業との整合性を持ち策定することが求められており、福岡県介護保険広域連合において策定する第9期介護保険事業計画の計画期間と同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

2 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

「フレイル予防で健康長寿のまちづくり」

上毛町の高齢化率は、県平均を大きく上回り、高齢化の進行が着実に加速しています。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域に住むすべての人々が共に支えあい、それぞれの能力を活かしあいながら暮らしていける「持続可能な健康長寿のまちづくり」を進めていく必要があります。

高齢期は、筋力の衰え（サルコペニア）をはじめ、様々な基礎疾患を有していることも多く、フレイル（虚弱）状態を経て、要介護状態に陥るといわれています。身体状況が変化しやすい高齢者にとっては、可能な限り住み慣れた地域・自宅において、その人らしく自立した日常生活を営むことが望ましいとされています。そのためには、関係機関が連携し、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく、一体的に提供することで、フレイルを予防し高齢者の自立した生活を継続的に支援する仕組み、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築することが、重要な課題となっています。

特に、住民一人ひとりが高齢化により生じる課題を自分のこととして捉え、地域全体で支えあう意識の醸成が急務であり、中でも、急増する認知症高齢者に対する早急な支援と家族や地域住民の理解が必要な状況になっています。

今回策定する「上毛町高齢者保健福祉計画」では、こうした課題を踏まえながら、以下の5つを行動目標に掲げて各施策を推進し、高齢者が地域の中で健やかに生きがいをもって、生き生きと自分らしく暮らすことができる健康長寿のまちづくりを目指します。

1 健康づくり・介護予防施策の推進

高齢者が、いつまでも健康に過ごせるように、フレイルを予防し、高齢者の心身の健康を維持するための環境づくりを推進します。

2 生きがいづくりと社会参加の推進

多様化する高齢者のニーズに対応した活動の機会と交流の場を提供し、高齢者の知識や経験を活かした社会参加の促進を図ります。

3 安心・安全な生活の確保

高齢者一人ひとりが心身の状態やその変化に応じて必要なサービスが適切に受けられるように配慮し、介護が必要な状態になっても地域で安心してその人らしく暮らせるように支援します。

4 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の予防や認知症高齢者を支える体制づくりを推進します。

5 成年後見人制度利用の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように住民の権利や利益を守る成年後見制度の利用を推進します。

※ 成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な方のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度です。

(2) 施策の体系

行動目標 1 健康づくり・介護予防施策の推進	
施策の方向	施策の内容
(1) 健康づくりの推進	①健康教室・健康相談の充実 ②生活習慣病重症化予防の推進 ③食生活の改善 ④健康づくり活動の推進
(2) フレイル予防の推進	①住民主体のフレイルチェックの推進 ②介護予防プログラムの充実（総合事業含む） ③口腔ケアの推進（オーラルフレイルの防止） ④介護予防体操の普及 ⑤啓発活動の強化
(3) 健診・検診・医療体制の充実	①各種健診・検診及び保健指導の充実 ②地域医療体制の充実 ③感染症対策の推進
行動目標 2 生きがいづくりと社会参加の推進	
施策の方向	施策の内容
(1) 交流・社会参加の促進	①生涯学習・スポーツ活動の振興 ②交流機会の創出 ③高齢者の役割の創出
(2) 雇用・就業機会の確保	①雇用・就業機会の情報提供
行動目標 3 安心・安全な生活の確保	
施策の方向	施策の内容
(1) 福祉コミュニティづくりの推進	①地域福祉ネットワーク体制の構築 ②在宅医療・介護連携の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実
(2) 利用者本位のサービスの確立	①福祉サービスの充実 ②情報提供体制の拡充
(3) 高齢者の人権を守る体制の充実	①高齢者の虐待防止の推進

(4) 高齢者の安全を守る体制の充実	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実 ③ひとり暮らし等高齢者対策の充実
(5) 介護人材確保対策の推進	①介護人材確保の推進
行動目標 4 認知症施策の推進	
施策の方向	施策の内容
(1) 認知症予防の取組	①広報・啓発 ②認知症の早期発見、早期対応
(2) 認知症高齢者を支える体制づくり	①認知症サポーターの養成、育成 ②認知症カフェ、相談会の開催 ③関係機関との連携体制の構築
行動目標 5 成年後見制度の推進	
施策の方向	施策の内容
(1) 制度の普及・促進	①広報・啓発 ②関係機関による利用促進
(2) 地域で支える体制づくり	①地域連携ネットワーク体制の構築 ②中核機関の機能強化
(3) 各種制度による支援	①町長申立ての支援 ②各種支援制度

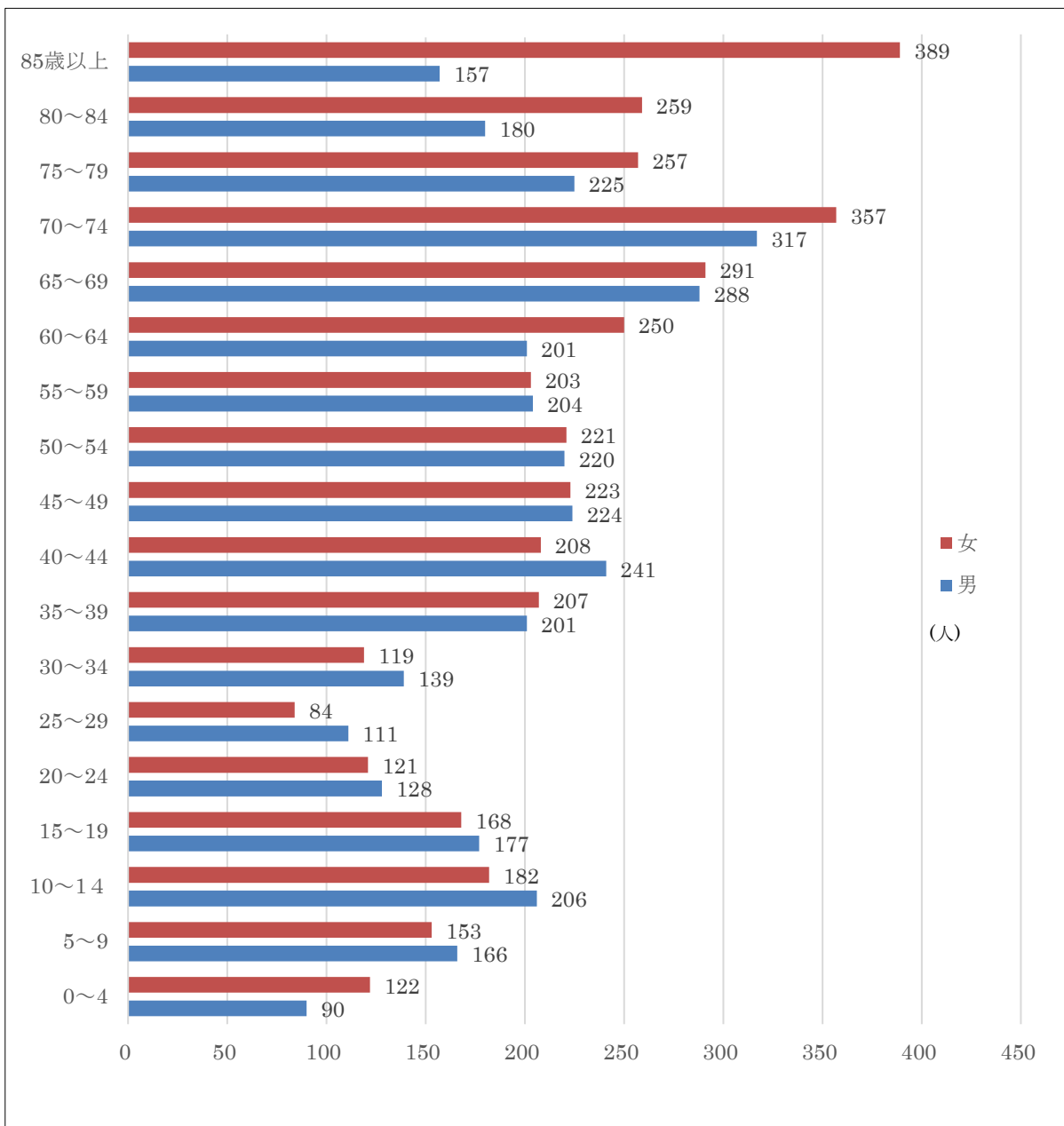
第2章 上毛町における高齢者保健福祉の状況と将来推計

1 人口構造

令和5年10月1日時点の上毛町の人口構造は以下のとおりです。総人口は7,289人、このうち男性が3,475人、女性が3,814人となっています。

年齢別の構成をみると、男女ともに70～74歳の団塊の世代と呼ばれる年齢層が最も多くなっています。総じて60歳以上の人口が多く、今後も高齢化が進行していくことが予想されます。一方で0～4歳、20～29歳で少なくなっているなど人口構造に偏りが見られます。

上毛町の人口構造



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日）

2 人口の推計

本町の総人口を「センサス変化率法」を用いて推計すると、令和5年の7,300人から令和10年には6,772人と、特に生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向で推移し、高齢者人口は減少するものの高齢化率は微増すると予測されます。

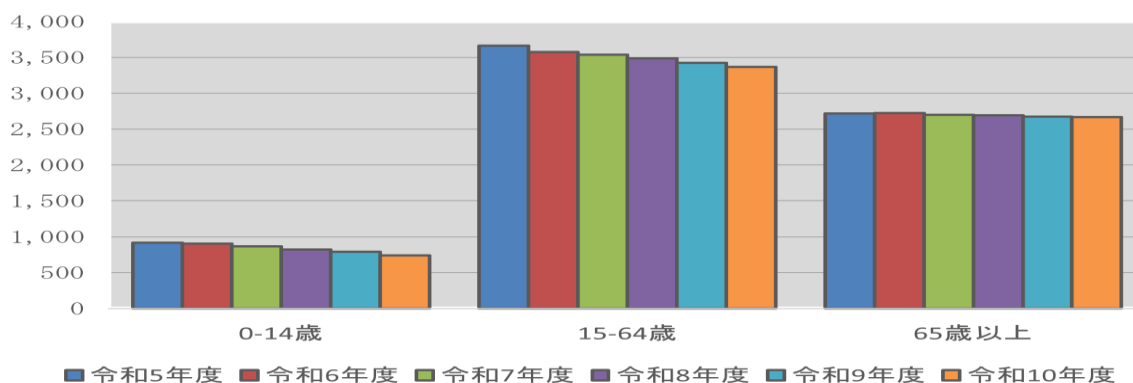
人口の推計

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
総人口	7,300人 100.0%	7,201人 100.0%	7,102人 100.0%	6,999人 100.0%	6,888人 100.0%	6,772人 100.0%
年少人口 (0-14歳)	919人 12.6%	904人 12.6%	865人 12.2%	824人 11.8%	789人 11.5%	737人 10.9%
生産年齢人口 (15-64歳)	3,661人 50.1%	3,576人 49.6%	3,535人 49.8%	3,485人 49.8%	3,423人 49.7%	3,368人 49.7%
高齢者人口 (65歳以上)	2,720人 37.3%	2,721人 37.8%	2,702人 38.0%	2,690人 38.4%	2,676人 38.8%	2,667人 39.4%

資料：福岡県介護保険広域連合（各年10月1日）

※住民基本台帳の数値を使用。1年毎1歳別のセンサス変化率法により推計。

人口構造の推計グラフ

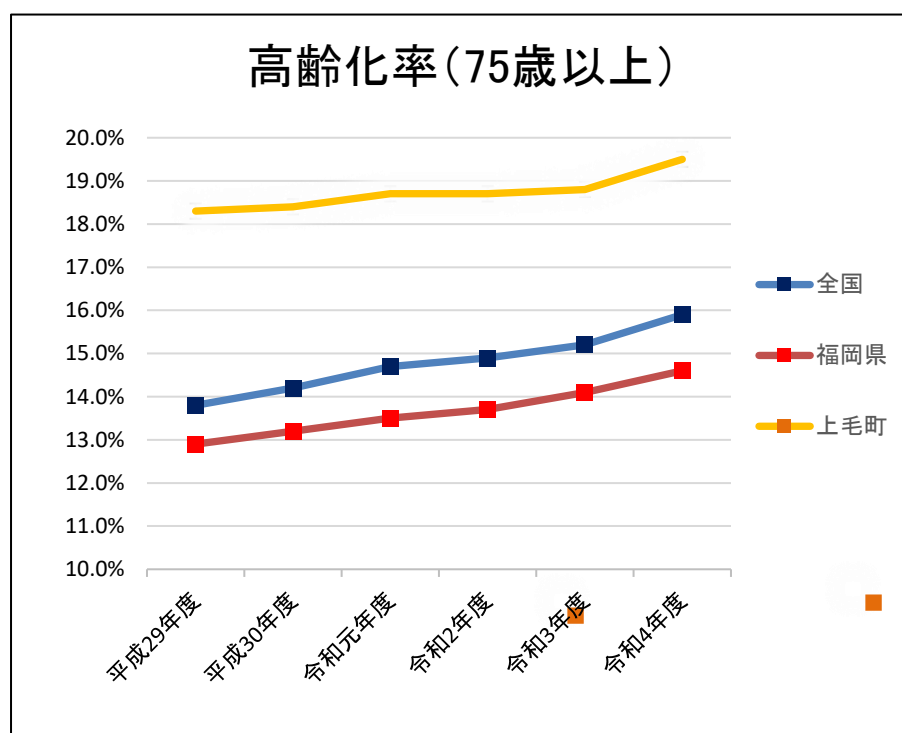
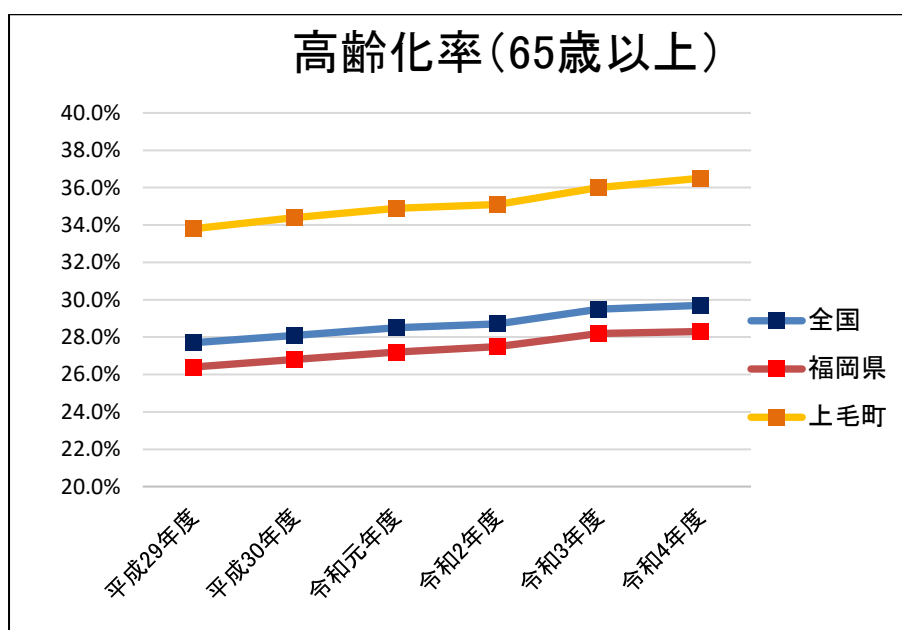


	0-14歳	15-64歳	65歳以上
令和5年度	919	3,661	2,720
令和6年度	904	3,576	2,721
令和7年度	865	3,535	2,702
令和8年度	824	3,485	2,690
令和9年度	789	3,423	2,676
令和10年度	737	3,368	2,667

3 高齢化率の推移

本町の高齢化率の推移を、国・県と比較すると以下のとおりです。

本町の高齢化率は国・県と比較しても非常に高い水準で推移しており、高齢化が特に深刻な地域であることがわかります。また、全国的な傾向と同様に、今後もさらに高齢化が進行すると予測されます。



資料 総務省統計局推計人口、住民基本台帳（各年10月1日）

4 介護保険サービスの推計

(1) 被保険者数の推計 (単位:人)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
第1号被保険者 (65歳以上)	2,702	2,720	2,721	2,702	2,690	2,676
第2号被保険者 (40~64歳)	2,225	2,201	2,196	2,193	2,191	2,162

資料：福岡県介護保険広域連合（各年10月1日の実績または推計値）

※被保険者数には、外国人及び住所地特例（町外の施設に入所のため上毛町から施設所在の市区町村に住所を異動した人）を含む。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計 (単位:人)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
要支援 1	32	45	44	46	45	46
要支援 2	50	56	58	57	56	60
要介護 1	130	121	122	123	122	127
要介護 2	68	51	54	55	55	55
要介護 3	40	44	47	48	48	49
要介護 4	80	90	89	89	89	90
要介護 5	40	36	35	37	37	37
合計	440	443	449	455	452	464

資料：福岡県介護保険広域連合（各年10月1日の実績または推計値）

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業利用者の推計 (単位:人)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
訪問型サービス	23	17	23	24	24	24
通所型サービス	62	66	72	72	72	72
その他生活支援	-	-	-	-	-	-

資料：上毛町地域包括支援センター（各年10月1日の実績または推計値）

(4) 介護サービス必要量の推計

①介護予防

(単位：回・日・人／年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	37.0	5.0	124.0	144.0	144.0	144.0	144.0
	人数(人)	1	1	2	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	5	22	28	24	24	24	24
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	151	93	64	60	60	60	60
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	28.0	26.0	24.0	36.0	36.0	36.0	36.0
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	550	558	568	576	576	564	600
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	11	7	28	24	24	24	24
介護予防住宅改修	人数(人)	4	8	16	12	12	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	36	63	40	36	36	36	36
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	27	19	20	24	24	36	36
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援								
	人数(人)	646	612	644	648	660	636	684

資料：福岡県介護保険広域連合

②総合事業

(単位：人／年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 訪問型サービス								
訪問介護(従来相当)	人数(人)	194	177	178	183	183	183	180
訪問型サービスA(緩和した基準)	人数(人)	23	10	12	15	15	15	14
訪問型サービスB(住民主体による)	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
訪問型サービスC(短期集中予防)	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
訪問型サービスD(移動支援)	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
(2) 通所型サービス								
通所介護(従来相当)	人数(人)	450	485	556	570	570	570	570
通所型サービスA(緩和した基準)	人数(人)	297	226	232	250	250	250	250
通所型サービスB(住民主体による)	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
通所型サービスC(短期集中予防)	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
(3) その他の生活支援サービス								
栄養改善を目的とした配食	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
住民ボランティア等が行う見守り	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-
自立支援に資する生活支援	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-

計上している人数は、月ごとの実利用人数の合計となっています。

資料：福岡県介護保険広域連合資料：上毛町地域包括支援センター

③介護

(単位：回・日・人／年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	9,620.0	10,434.0	10,820.0	10,797.0	10,966.0	10,427.0	10,948.0
	人数(人)	720	792	756	768	780	756	792
訪問入浴介護	回数(回)	152.0	172.0	184.0	184.0	184.0	184.0	184.0
	人数(人)	36	24	36	36	36	36	36
訪問看護	回数(回)	1,948.0	2,017.0	1,404.0	1,484.0	1,484.0	1,426.0	1,484.0
	人数(人)	312	300	264	276	276	264	276
訪問リハビリテーション	回数(回)	174.0	325.0	420.0	420.0	420.0	420.0	420.0
	人数(人)	24	48	60	60	60	60	60
居宅療養管理指導	人数(人)	119	152	216	204	204	204	216
通所介護	回数(回)	14,648.0	14,501.0	14,212.0	14,335.0	14,672.0	14,213.0	14,998.0
	人数(人)	1,344	1,308	1,272	1,284	1,308	1,272	1,344
通所リハビリテーション	回数(回)	3,116.0	3,875.0	4,236.0	4,349.0	4,349.0	4,349.0	4,581.0
	人数(人)	336	420	432	444	444	444	468
短期入所生活介護	日数(日)	5,907.0	5,243.0	5,376.0	5,289.0	5,289.0	5,289.0	5,376.0
	人数(人)	336	324	360	360	360	360	372
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	135.0	165.0	228.0	259.0	259.0	259.0	259.0
	人数(人)	24	24	48	48	48	48	48
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	1,468	1,552	1,620	1,632	1,656	1,608	1,692
特定福祉用具購入費	人数(人)	29	22	52	48	48	48	48
住宅改修費	人数(人)	22	10	12	12	12	12	12
特定施設入居者生活介護	人数(人)	42	22	56	60	60	60	60
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	22	11	12	12	12	12	12
地域密着型通所介護	回数(回)	48.0	45.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
	人数(人)	12	12	12	12	12	12	12
認知症対応型通所介護	回数(回)	238.0	203.0	152.0	136.0	136.0	136.0	136.0
	人数(人)	24	24	12	12	12	12	12
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	207	219	180	192	228	228	228
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	172	188	220	216	216	216	216
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	871	917	872	912	948	996	1,008
介護老人保健施設	人数(人)	296	279	296	288	288	288	300
介護医療院	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	2,346	2,390	2,396	2,388	2,412	2,364	2,484

資料：福岡県介護保険広域連合

5 高齢者福祉事業の現状

(1) 配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らし高齢者等に、食事を配達し、同時に安否確認を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
利用者数（人）	20	24	20
延べ配食数（食）	3,536	4,017	3,400

(2) 在宅高齢者支援家族の休息取得事業

在宅高齢者を日常的に支援している家族が、一時的に支援ができない場合に、施設入所等をさせることができます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
利用者数（人）	2	0	1

(3) はり・きゅう・マッサージ等利用券の助成事業

町に登録した鍼灸院等で利用できる助成券（1回500円）を交付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付人数（人）	54	51	50

(4) 介護用品（紙おむつ等）給付事業

紙おむつが必要な高齢者や障害者に、6,000円の範囲内で介護用品（紙おむつ等）を現物給付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付人数（人）	154	154	161

(5) 高齢者等在宅生活支援助成事業

高齢者や障害者が安心して在宅で過ごせるように、住宅改修費用の一部を補助します。補助率は世帯の課税状況により異なります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
助成件数（件）	5	2	5

助成額（円）	545,133	233,600	464,100
--------	---------	---------	---------

（６）緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者等が、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう緊急通報装置を貸与します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）
利用者数（人）	132	132	140

（７）介護手当の支給

寝たきり高齢者や重度障害者を在宅で介護している家族に、介護者の経済的援助と労をねぎらうために、１人あたり月額 20,000 円の介護手当を支給します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）
支給者数（人）	10	15	13
支給額（円）	2,140,000	2,760,000	2,560,000

（８）買い物支援事業

買い物支援や高齢者の見守り等を目的として、移動販売や宅配サービスを実施します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）
延べ利用者数（人）	2,894	2,535	2,500

（９）運転免許証自主返納の奨励

運転免許証を自主返納された方に対して、奨励品（10,000 円程度）を交付します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）
支給者数（人）	22	25	25

（１０）敬老事業

75 歳以上の高齢者に対し、敬老金の支給、お祝いの式典を催します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（実績）
敬老金支給者数（人）	1,474	1,505	1,545

(1 1) 上毛生き生き塾の開催

住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らせるようにフレイルチェックをはじめ、運動教室や啓発講演会など介護予防に資する様々なプログラムを提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
延べ参加者数(人)	0	153	110

(1 2) 脳の健康教室

軽度認知障害に至る前段階の高齢者を対象に、簡単な計算や読み書きとコミュニケーションにより、脳の活性化を促すプログラムを提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(実績)
受講者数(人)	17	17	18
サポーター(人)	14	15	15

(1 3) 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識を身につけた住民にオレンジリングなどを交付し、地域で認知症高齢者等を支える人材を養成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(実績)
登録数の累計(人)	1,045	1,093	1,144

第3章 施策の展開

1 健康づくり・介護予防施策の推進

課 題

○生涯にわたる健康づくりの支援

高齢者が住み慣れた地域で健康で暮らしていくためには、乳幼児期から生活習慣病などの予防とともに、保健指導対象者への継続的な支援を図ることが求められています。

○フレイルを予防して健康寿命を延伸する

人は、加齢により徐々に心身の機能が低下し、日常生活活動や自立度の低下を経て、要介護状態に陥っていきます。健康な状態と要介護状態の中間の虚弱な状態をフレイルといい、早い段階での対象者の自覚とその後の適切な支援が非常に重要となっています。いかに要介護状態にならず、健康に歳を重ねることができるかといった介護予防の視点を持ち、予防プログラムを実践していくことが求められています。

特に、高齢期における人とのつながりや生活の広がり、共食といった「社会性」を維持することは、様々な健康面に良い影響を与えることが明らかとなっています。その中には、歯や口腔機能の健康も含まれており、これら機能の低下はフレイルとも関連が強いことがわかっています。歯と口のケアは、単に、むし歯や歯周病予防のためだけでなく、全身の健康を守ることにつながるため、積極的に口腔ケアの取り組みを進めていきます。

取り組みの方向

誰もがいつまでも住み慣れた地域で健康に暮らしていけるように、生涯を通じて健康づくりを推進するために、各種健診・検診体制の充実を図り、特定健診・後期高齢者健診受診率の向上とともに健康相談や保健指導の強化に取り組み、健康づくりに対する意識の高揚に努めます。

また、高齢者が地域において、主体的かつ継続的にフレイル予防や健康づくりを実践できるよう、健康教室、介護予防教室、サロン活動の取り組みを推進します。

(1) 健康づくりの推進

①健康教育・健康相談の充実

生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、健診未受診者対策を強化し、特定健診・後期高齢者健診受診率の向上に努めます。また、成人期世代も含めた健康教室、健康相談を実施し、高齢者一人ひとりが自分の健康づくりに取り組む意識づくりを推進します。

②生活習慣病重症化予防の推進

生活習慣病の発症・重症化を予防するために、健診への理解を促すとともに、健診後の相談体制の充実を図り、健診有所見者が生活習慣の改善の必要性を認識できるよう必要な情報を提供し、行動変容を促すような保健指導を実施します。

③食生活の改善

高齢者が健やかな心と体を保つには栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることが大切です。町民あげて「食育のまちづくり」を推進するとともに、高齢者の食に対する理解を深め、低栄養や生活習慣病の予防・改善に視点をおいた食生活の改善を推進します。

④健康づくり活動の推進

健康づくりの大切さが高齢者一人ひとりに浸透するように、地域の中で学習の機会の提供に努め、フレイルサポーターや支援者との連携を図りながら、地域の声を活かした健康づくりを推進します。

(2) フレイル予防の推進

①住民主体のフレイルチェックの推進

高齢者のフレイル（虚弱）段階での進行防止のため、また、フレイルの前段階（プレフレイル）からの予防対策として、誰でも気軽に参加できる住民主体による健康づくり活動や、身体機能の自己チェック（フレイルチェック）を行う仕組みを確立していきます。

②介護予防プログラムの充実（総合事業含む）

フレイルを予防して健康に長生きするためには、栄養（食、口腔機能）、運動、社会参加が大切です。これらは互いに影響しているため、三位一体で取り組む必要があり、多様な主体と連携しながら、フレイル予防に資するプログラムを充実していきます。

③口腔ケアの推進（オーラルフレイルの防止）

オーラルフレイルは、口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰えのひとつです。口の健康と機能障害との中間にあり、可逆的であることが特徴とされて

います。滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増える、口の乾燥など、見逃しやすい些細な症状について、早めに気づき、適切な対応をすることで、より健康な状態を維持していくことが大切です。

歯周病やむし歯などで歯を失った際には適切な処置を受けることはもちろん、定期的に歯や口の健康状態をかかりつけの歯科医師に診てもらうことが非常に重要です。介護予防の一環として、さまざまな口腔機能向上のための教室やセミナーなどの開催に努めます。

④介護予防体操の普及

体力づくりが必要とされる住民に対して、気軽に楽しく取り組める体操（こうげ生き生き体操）を普及することで健康寿命の延伸を図ります。

⑤啓発活動の強化

住民のフレイル予防や健康づくりに対する関心を高めるとともに、住民主体のフレイルチェックを推進するため、フレイルを他人事ではなく自分のこととして認識してもらうことが大切です。そのため、広報による啓発はもとより、地域住民との協働によるイベントの開催に努めます。

(3) 健診・検診・医療体制の充実

①各種健診・検診及び保健指導の充実

特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診及び各種がん検診の普及・啓発と併せて各種検診等が受けやすい実施体制の整備を図るとともに、未受診者対策を強化し、受診率と保健指導実施率の向上に努めます。

②地域医療体制の充実

身近な地域で安心して病気の相談や治療が受けられるように、かかりつけ医の普及、定着化を図り、近隣の自治体や医療機関と連携を強化し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の整備に努めます。

③感染症対策の推進

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、社会的活動が制限される事態となっていました。令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類となり、全国一律の対応は求められなくなりましたが、基本的な感染対策は、地域の流行状況等を考慮しながら継続して行い、安全に過ごせるよう努めます。また、基本的感染対策の周知啓発を図り、福祉施設の感染予防対策を支援します。

2 生きがいつくりと社会参加の推進

課 題

○多様なニーズに応えられる社会参加支援

元気な高齢者が生きがいを持って社会活動に参加し続けられるような環境の整備が求められています。就労から地域活動・生涯学習まで高齢者の参加ニーズは多様であり、一人ひとりの参加意欲に応えられるように幅広い支援を進める必要があります。

取り組みの方向

多様化する高齢者のニーズに対応した活動の機会と交流の場を提供し、高齢者の知識や経験を活かした社会参加の促進を図ります。

地域におけるさまざまな関係機関等との連携を強め、生涯学習やスポーツ、ボランティア活動などに参加しやすい環境整備を進めます。また、元気な高齢者の働く意欲を活かしていきます。

(1) 交流・社会参加の促進

①生涯学習・スポーツ活動の振興

生涯学び続けることで生き生きとした人生を送ることができるように、健康づくり講座などの講座を開催します。また、高齢者の生きがいつくりと健康・体力の保持増進を目的として、身体的負担が比較的少なくできるニュースポーツ等のスポーツレクリエーションの普及促進に努めます。

②交流機会の創出

地域での交流の輪を拡大していくために、小中学校や保育所での多世代間交流や社会福祉協議会が主催の各種事業を支援することにより、地域住民の交流機会の創出に努めます。

③高齢者の役割の創出

人は誰もが家庭、地域社会の中で役割を担うことにより生きがいを感じ、充実した生活を送れるものと思われれます。

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、それぞれの役割を担い、日常生活を営むことができるよう啓発に努め、積極的に高齢者が活躍できる機会を設けます。

(2) 雇用・就業機会の確保

①雇用・就業機会の情報提供

働く意欲のある高齢者が、軽易な就業を通して生きがいと健康づくりを進め、活力

ある地域社会づくりに貢献できるよう、豊前・上毛シルバー人材センターの活用を促進します。また、ハローワークなどの関係機関と連携を図るなかで情報収集を行い、その内容を広報誌に掲載するなど、積極的な情報提供に努めます。

3 安心・安全な生活の確保

課 題

○地域人材の積極的な活用と連携の強化

高齢化やひとり暮らし高齢者等の増加により、高齢者が安心して生活できる町づくりは行政の取り組みだけでは困難であるため、地域福祉に関わる関係者・関係機関が情報共有と連携強化を図り、高齢者を地域全体で支える体制を確立していく必要があります。

特に、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援などのサービスが一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）を構築し、地域で支え合う体制を推進することが求められています。

今後は、情報発信と双方向のコミュニケーション、地域の目指す姿の合意形成、質の高い支援・サービス実践の基盤整備、不足する支援・サービスの把握と解決の場づくり、多様な担い手の育成・サービス創出等を展開していくことが重要となります。

取り組みの方向

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で心身の状態やその変化に応じて、その人らしい生活を継続することができるように、介護保険外のサービスも含めた総合的な福祉サービスの提供に努めるとともに、在宅高齢者を支える地域福祉ネットワーク体制の構築を図り、防災・防犯も含めた安心・安全体制の確保に努めます。

また、地域包括支援センターが高齢者の身近な総合相談窓口としての機能を十分に果たし、保健・医療・福祉サービスをはじめ、さまざまなサービスを総合的、継続的に提供できるよう体制を整備し、地域における包括的な支援の実現を目指します。

(1) 福祉コミュニティづくりの推進

①地域福祉ネットワーク体制の構築

地域包括支援センターの体制を強化し、地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会はもとより、民生委員、福祉委員、老人クラブ、自治会長等との連携を強化するとともに、郵便・新聞事業者などへの協力も要請しながら、地域で支え合う仕組みづくりを推進し、地域福祉ネットワーク体制の構築を図ります。

②在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、また、住み慣れた自宅や介護施設等で看取りを行うことができるように、医師会等の協力を得ながら、地域の医療機関と介護サービス事業者などの各関係機関の連携を推進します。

③地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの実現のために、地域課題の解決に向けた多職種協働による地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援と、それを支えていく社会基盤の整備に努めます。

④生活支援サービスの充実

介護保険制度等の公的サービスや地域社会の支え合いだけでなく、移動支援をはじめとする多様なニーズに応じた多彩な生活支援サービスと、専門職等を活かした自立支援の取り組みや高齢者が参加できる通いの場づくりを充実させるため、新たな協議体での話し合いや生活支援コーディネーターの活動により、効果的・効率的な介護予防サービスの体制整備を図ります。

(2) 利用者本位のサービスの確立

①福祉サービスの充実

高齢者が安心して地域での生活を続けられるように、介護保険外のサービスを充実し、地域密着型サービスをはじめとするさまざまな在宅サービスを提供していきます。また、在宅で介護している家族への精神的な負担を軽減するための支援を行います。

②情報提供体制の拡充

高齢者に関する必要な福祉情報が届くように、町からの情報発信をさまざまな媒体を活用して情報提供を行います。

(3) 高齢者の人権を守る体制の充実

①高齢者虐待防止の推進

介護を受けている高齢者や介護に悩む家族を支援することで、高齢者虐待を未然に防ぐよう努めるとともに、さまざまなネットワークを活用しながら情報の共有に努め、

虐待の早期発見と適切な支援のための体制整備を進めます。

(4) 高齢者の安全を守る体制の充実

①防災対策の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、災害時・緊急時に援護を必要とする高齢者の情報を把握し、地域の防災体制の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置とともに安心バトンの普及拡大を図り、高齢者の安全確保に努めます。

②防犯対策の充実

高齢者が悪質商法や振り込め詐欺などの被害に遭わないように啓発を推進するとともに、警察や消費生活センターとの連携を密にしながら、問題の解決や被害の拡大防止に努めます。

③ひとり暮らし等高齢者対策の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な地域住民やボランティア等による日常的な見守りや支援が必要不可欠です。

社会福祉協議会はもとより、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、「福祉ネットワーク」を町全体に広げて、高齢者の見守りに対する理解・協力を求め、高齢者を地域で支える見守り体制の確立を目指します。

(5) 介護人材確保対策の推進

①介護人材確保の推進

地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保するため、介護人材の安定的な確保を図るとともに更なる資質向上への取組を推進します。

4 認知症施策の推進

課 題

○認知症高齢者等への総合的な支援

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も増加が見込まれています。認知症は高齢化や生活習慣病など、さまざまな原因が重なり発症するといわれています。認知症を予防するためには、生活習慣病の早期発見、早期治療を推進していくことが重要です。

また、介護する人、される人の双方が高齢者となる「老老介護」や、認知症の人を介護する介護者が認知症になるといった「認認介護」などの介護形態はさらに増えていくと思われます。今後、認知症高齢者やその家族を支える認知症サポーターの養成や、地域の見守り体制を整備するとともに、正しい知識の普及啓発が必要になってきます。支援を必要とする認知症高齢者に対し、必要な見守りやサービス、集いの場を提供する体制づくりが課題となります。

取り組みの方向

認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るために、専門的な相談支援から緊急時対応、家族へのサポートまで含めた総合的な支援を行う必要があり、関係機関との連携強化に努めます。

また、認知症サポーターの養成や地域における見守り体制など支援体制の構築を目指します。認知症高齢者やその家族に対して必要なサービス提供に対する支援や、集いの場の提供体制を整備します。

(1) 認知症予防の取組

①広報・啓発

ホームページや広報誌、認知症ケアパス等で認知症予防についての啓発を行います。また、認知症サポート医、その他専門職による講演会等を開催し、正しい知識の普及に努めます。

②認知症の早期発見、早期対応

日常的な総合相談において、認知症が疑われる高齢者やその家族に対する継続的支援を行います。もの忘れ相談会等の開催やかかりつけ医との連携体制の構築により、認知症の早期発見、早期対応に努め、進行防止に努めます。

(2) 認知症高齢者を支える体制づくり

①認知症サポーターの養成、育成

地域で認知症高齢者やその家族を支える人材の養成を目的とした認知症サポーター養成講座を開催します。また認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、ステップアップ講座の受講を促し、育成事業にも取り組みます。

②認知症カフェ、相談会の開催

認知症が疑われる高齢者やその家族が気軽に参加でき、悩みを相談できる場として認知症カフェを開催します。また、専門職によるもの忘れ相談会を開催し、認知症高齢者及び家族に対する支援、必要に応じ、受診支援を行います。

③関係機関との連携体制の構築

認知症高齢者やその家族を支援する体制として、認知症サポート医を中心とする認知症初期集中支援チーム※による対応を行います。認知症サポート医の助言を受け、専門職員と連携し、必要な医療、介護の導入、調整、家族支援を行います。かかりつけ医との連携により、認知症の早期発見、早期対応にも努めます。

※認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする専門職によるチーム

5 成年後見制度利用の推進

課 題

○成年後見制度の認知度不足

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいによって財産の管理や日常生活を送るうえでの判断能力が不十分な人を支援する制度として平成 12 年 4 月から開始されました。認知症高齢者や家族関係の希薄化によるひとり暮らし高齢者の増加のため今後のニーズはますます拡大するものと考えられます。

また、成年後見制度は、意思決定に課題を抱える人を支援する仕組みとして重要な役割を果たしますが、実際に制度を利用される人は、支援を必要としている人の一部と推測される状況になっています。これは制度の周知が不足しているため十分な理解されていないことによるものと考えられます。こうしたことから制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努めることが重要となります。

○地域における支援体制の構築

権利擁護の支援を必要とする人を地域で発見し、必要な支援に結び付けていくために福祉、医療、法律などの関係団体が連携・協力する地域連携ネットワークが必要とされています。

また、地域連携ネットワークを推進していくために中心的な役割を果たす「中核機関」の機能強化が重要となります。

取り組みの方向

地域連携ネットワークに必要な3つの役割「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「②早期の段階からの相談・対応体制の整備」「③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を実現するため法律・福祉などの専門的な支援や関係機関の協力により、地域における連携・対応強化の推進役を担う「中核機関」の機能強化を図ります。

また、中核機関において、保健、医療、福祉に司法を含めた連携の仕組みを構築し、困難事例への対応など多職種が連携して個々の支援に関わる体制づくりを推進します。

(1) 制度の普及・促進

① 広報・啓発

ホームページや広報誌で成年後見制度の仕組みや利用方法に関する情報を周知し、制度の普及を行います。また、パンフレットやチラシの作成配布を行うことで広報啓発に努めます。

② 関係機関による利用促進

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び民生委員など高齢者の相談対応を行う機関は、権利擁護が必要な事例に対し適切な支援を行うとともに、成年後見制度の活用が必要と思われる方に対し制度の利用を勧めます。

(2) 地域で支える体制づくり

① 地域連携ネットワーク体制の構築

権利擁護の支援を必要とする人を地域で発見し、必要な支援に確実に繋ぐため住民とともに、保健、福祉、医療、司法関係者、その他の専門職によるネットワークを構築します。

② 中核機関の機能強化

制度利用の促進のため、地域連携ネットワークの中心となる中核機関に求められている広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的に整備します。また、この4つの機能を整備することで不正防止効果に配慮します。

(3) 各種制度による支援

① 町長申立ての支援

能力が衰えてきたために成年後見制度を利用する必要がある高齢者に対して、親族や本人が審判請求できるようサポートするとともに、身寄りがいないなどの理由で請求ができない高齢者には、町による審判請求を実施します。

② 各種支援制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つがあり、法定後見には「後見」「保佐」「補助」という3つの類型があります。後見制度の利用が必要でない判断能力がある方でも何らかの支援が必要な方がいます。そのような場合は、上毛町社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の利用も考えられます。これ以外にも見守り支援や買い物支援などの各種福祉事業の活用により日常生活の安定を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の総合的な推進体制

本計画は、上毛町総合計画の推進と整合性を図りつつ、庁内関係部局、社会福祉協議会、NPO 団体、ボランティア団体、自治会、民生委員、福祉委員、医療機関、社会福祉法人、民間サービス事業者など幅広い関係機関と連携しながら、総合的かつ効率的な計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理と評価

本計画の円滑な推進を図るため、年度ごとの進捗状況を関係機関に報告・意見集約し、必要に応じて見直しを行います。



上毛町高齢者保健福祉計画

(第9期)